

# 第130回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 目次

第130回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	25
計算書類	47
監査報告書	59

## 開催日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始予定時刻：午前9時）

## 開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号  
トリイ日本橋ビル  
当社本社 10階会議室

## 書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）  
午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。  
また、本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいませようお願い申し上げます。



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551  
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号  
**鳥居薬品株式会社**  
代表取締役社長 松 田 剛 一

## 第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内（3頁～5頁）」に従って、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年3月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始予定時刻：午前9時）
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル  
当社本社 10階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 3. 目的事項**  
**報 告 事 項** 第130期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び  
計算書類報告の件

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠取締役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

### <株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

- 第7号議案 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社からの天下りの禁止）の件
- 第8号議案 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社へのCMSによる資金提供の禁止）の件
- 第9号議案 定款一部変更（取締役の経験）の件
- 第10号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件
- 第11号議案 剰余金の処分の件
- 第12号議案 自己株式の取得の件

各議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**取締役会は株主提案（第7号議案から第12号議案）には反対しております。**

以上

●株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.torii.co.jp/>）に掲載させていただきます。

### 【本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応につきまして】

当社第130回定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用と会場に設置するアルコール消毒液の使用をお願い申し上げます。また、体調がすぐれないように見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございます。
- ・会場の座席は、例年よりも間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる座席数が減少いたします。そのため、ご来場いただきましても、ご入場いただけない場合がございます。
- ・会場内での滞在時間を短縮する観点から、円滑かつ効率的な株主総会の議事進行に努めてまいります。
- ・運営スタッフ等は、検温を含め、予め体調を確認のうえ、マスクを着用して対応をさせていただきます。

なお、今後の状況の変化に伴い上記の対応を変更する場合は、当社ウェブサイト（<https://www.torii.co.jp/>）に掲載させていただきますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### ●株主総会にご出席の場合



**日 時** 2022年3月29日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### ●書面による議決権行使の場合



**行使期限** 2022年3月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

詳細は4頁をご覧ください

### ●電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



**行使期限** 2022年3月28日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は5頁をご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

#### 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



## 書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

行使  
期限

2022年3月28日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで

### 議決権行使書用紙イメージ

本票は切り離してご行使ください。

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数

鳥居薬品株式会社 印  
私法、2022年3月29日開催の株主総会  
13の議案(株主総会(議案)または総会(含む)における各議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。

2022年3月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

鳥居薬品株式会社

インターネットと併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会ご出席の際は、この用紙の石片を切り取り必ずその会場受付にて提出ください。

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印後にご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、印刷記載のウェブサイトにアクセスして2022年3月28日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトでログインQRコード

鳥居薬品株式会社

第7号議案から第12号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は13頁以降をご参照ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

### こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

#### 会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○

#### 会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○



# 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

行使期限

2022年3月28日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

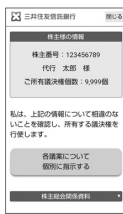
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

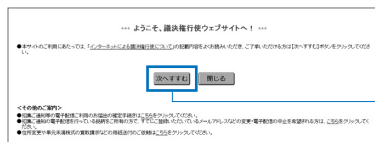
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

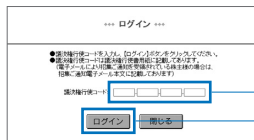
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



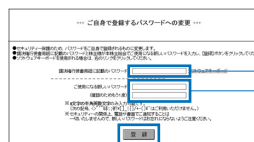
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

上記基本方針の下、将来へ向けた投資等を勘案したうえで、第130期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24円 総額674,217,480円  
なお、これにより、中間配当の金24円を含めた当期の年間配当は、1株につき金48円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



## 第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役福岡敏夫氏は任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふく おか とし お  
**福 岡 敏 夫**

再任 社外取締役 独立役員

### ■ 生年月日

1954年4月8日

### ■ 所有する当社株式の数

1,200株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	東京国税局 採用
2015年7月	川崎北税務署長 退官
2015年8月	税理士登録、福岡敏夫税理士事務所設立 代表（現任）
2016年3月	当社社外監査役
2016年6月	富士古河E&C株式会社社外監査役（現任）
2018年3月	当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、国税職員及び税理士として経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外取締役として取締役会における発言等を行うことにより経営の監督の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 福岡敏夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 福岡敏夫氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は福岡敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 福岡敏夫氏は、2018年3月28日から当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。  
 5. 当社は、現在、福岡敏夫氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が選任された場合には、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。福岡敏夫氏は、現在、当該保険契約の被保険者に含まれており、同氏が選任された場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 7. 福岡敏夫氏が社外取締役として在任中の2020年3月5日に、当社は、カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行っており、当該事実の判明後は、法令遵守のさらなる徹底及び再発防止に向けた取り組みについて提言を行う等、その職責を果たしております。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役松村卓治氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

まつ むら たか はる  
**松 村 卓 治**

再任

社外監査役

独立役員

### ■ 生年月日

1970年3月11日

### ■ 所有する当社株式の数

0株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年10月	弁護士登録（東京弁護士会）
2002年6月	新東京法律事務所（事務所統合により、後にビングラム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））入所
2010年4月	ビングラム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー
2015年4月	事務所統合により、アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）
2017年4月	株式会社プロライフグループ 社外監査役（現任）
2018年3月	当社社外監査役（現任）

### 社外監査役候補者とした理由

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識を有しております。この経験や知識等を活かし、社外監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 松村卓治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 松村卓治氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 当社は松村卓治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  4. 松村卓治氏は、2018年3月28日から当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
  5. 当社は、現在、松村卓治氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が選任された場合には、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。松村卓治氏は、現在、当該保険契約の被保険者に含まれており、同氏が選任された場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 松村卓治氏が社外監査役として在任中の2020年3月5日に、当社は、カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行っており、当該事実の判明後は、法令遵守のさらなる徹底及び再発防止に向けた取り組みについて提言を行う等、その職責を果たしております。

(ご参考) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、取締役会及び監査役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えた、バランスのとれた構成としております。また、当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入しております。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合における各取締役及び監査役並びに執行役員が備える専門性や経験等は次のとおりです。

	氏名	役職	担当	専門性・経験						資格	
				企業経営・ 経営戦略	法務・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	財務・ 会計	販売・ マーケティング	事業 開発	研究 開発		生産・ 品質保証
取締役	松田 剛一	代表取締役 社長		●	●	●	●	●			
	鳥養 雅夫	社外取締役			●						弁護士
	福岡 敏夫	社外取締役				●					税理士
監査役	山本 賢	常勤監査役		●		●					
	出雲 栄一	社外監査役				●					公認会計士
	松村 卓治	社外監査役			●						弁護士
執行役員	掛江 敦之	常務執行役員	価値創造グループ リーダー(兼 事業開発部長)	●				●	●		
	藤原 勝伸	常務執行役員	医薬営業グループ リーダー	●			●				
	近藤 紳雅	常務執行役員	企画・支援グループ リーダー	●	●	●					
	角南 正記	執行役員	生産グループ リーダー	●					●	●	
	西野 範昭	執行役員	信頼性保証グループ リーダー	●					●	●	薬剤師

## 第5号議案 補欠取締役1名選任の件

取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、取締役就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

こん どう のぶ まさ  
近 藤 紳 雅

	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 生年月日	1992年4月 日本たばこ産業株式会社入社
	2008年4月 同社経営企画部 部長
■ 所有する当社株式の数	2012年7月 同社CSR推進部長
2,512株	2015年10月 同社医薬事業部事業企画部 調査役
	2016年1月 同社医薬事業部事業管理部 調査役
	2016年3月 当社経営企画部長
	2019年3月 執行役員 企画・支援グループリーダー兼経営企画部長
	2019年10月 執行役員 企画・支援グループリーダー
	2020年3月 常務執行役員 企画・支援グループリーダー（現任）

### 補欠の取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の経営企画部門等における豊富な業務経験を通じて、会社経営全般に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員として会社経営に参画しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き補欠の取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 近藤紳雅氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤紳雅氏は、2019年3月26日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去10年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。近藤紳雅氏は、現在、当社執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、同氏が取締役に就任した場合、継続して当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

くま の ひさし  
熊 野 尚

補欠社外監査役

独立役員

### ■ 生年月日

1954年8月14日

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	仙台国税局 採用
2005年7月	東京国税局調査第一部国際調査課国際専門官
2015年7月	麻布税務署 特別国税調査官 退官
2015年8月	税理士登録、熊野尚税理士事務所設立 代表（現任）

### ■ 所有する当社株式の数

0株

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

直接会社経営に関与したことはありませんが、国税職員及び税理士として経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 熊野尚氏は、熊野尚税理士事務所の代表であり、同事務所は当社と顧問契約を締結しております。なお、当社が当事業年度に同事務所に支払った報酬額の合計は、150万円未満であり、社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではなく、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。
2. 熊野尚氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 熊野尚氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 熊野尚氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。熊野尚氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。



## <株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案から第12号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、特段の注記がある場合を除き、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

### 第7号議案

## 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社からの天下りの禁止）の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>（日本たばこ産業株式会社関係者の天下り禁止）</u> 第19条の2 当社は、日本たばこ産業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を会社提案の取締役候補者としてはならない。

### (2) 提案の理由（概要）

当社は1998年に日本たばこ産業株式会社（JT）が当社株式の過半数を取得して以来、JT出身者を代表取締役として受け入れ続け、研究開発部門をJTに移管して、販売・営業に特化した。だが、JTが開発した医薬品の販売は限られ、親子間の相乗効果が見込めない。JTが2021年に発表した経営計画において当社に関する記載がほとんどないのは、買収当初の目論見が外れたためだと合理的に推定できる。

加えて、米ギリアド・サイエンシズが創製した抗HIV薬品の独占的販売権に関する契約が終了し、売上の柱も失った。顧客は医薬品に関わる情報をウェブ経由で入手しやすくなっており、MR（医薬情報担当者）を擁する販売・営業事業の競争力自体が揺らいでいる。

そこで、当社は新たな事業モデルを希求する局面に入ったが、「天下り」は適切な人選ではない。JTの指名権の内容や、医薬品事業の専門家ではないJT出身者をあえて選任した理由等も非開示である。これでは、人選の適格性を当社の少数株主は客観的に判断できない。

そもそも、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードは、「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる」（基本原則4の考え方）と定める。

特に、上場子会社経営陣の指名に関して、経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」は「上場子会社の経営陣については、支配株主である親会社が実質的には選任権限を有しており、その指名プロセスにも大きな影響を与えている」ため、「上場子会社の経営陣の指名については、支配株主と一般株主との間に利益相反リスクが存在することを踏まえ、一般株主利益にも配慮し、上場子会社として企業価値向上に貢献できる人物を選定することが課題となる」と指摘する。

## 当社取締役会の意見

**反 対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社の取締役は適正かつ透明なプロセスで選任されています。具体的には、取締役候補者については、代表取締役が、取締役としての職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、かつ人格に優れた人物を選定し、候補者案を策定のうえ、取締役会への付議前に、独立社外取締役に対して説明を行い、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、最終的には独立社外取締役が過半数を占める取締役会の決議により決定します（現在は取締役3名中2名が独立社外取締役という取締役会構成になっており、代表取締役の一存で取締役候補者を決定することはできません）。

このように、当社においては、取締役及び代表取締役社長の選任について、プロセスの客観性・透明性等を確保した形で、かつ、当社の企業価値・株主利益の向上に資するかという観点から検討を行っており、当社の役員の一部に日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」といいます。）の出身者が就任していることをもって「天下り」とする本提案株主の主張は不適當なものです。

これまでに当社にて代表取締役社長を務めた松尾紀彦、高木正一郎及び現任の代表取締役社長である松田剛一はJT出身者ですが、いずれも会社経営全般に関する豊富な経験や見識を有しており、これらの経験や見識を活かし、当社代表取締役社長としての職務を適切に遂行できるものと判断し、代表取締役社長として指名しておりました。かかる判断は親会社であるJTからは独立した立場で当社が行ったものであります。松尾紀彦又は高木正一郎が代表取締役社長を務めていた期間においては、主力品フサンの後発品発売後、HIV領域へ本格参入し柱領域に育成したほか、導入品獲得による腎・透析領域育成、アレルギー免疫療法薬の開発着手・上市等、現在の利益・財務基盤及び将来の成長に繋がる経営判断・意思決定を着実に行ってきました。また、松田剛一の代表取締役社長就任後は、抗HIV薬販売権返還を踏まえた事業構造改革断行や、複数の新製品開発・上市、アレルギー免疫療法薬の更なる市場浸透、数品目の導入契約締結等、経営基盤の立て直しと成長戦略の両方を着実に実行してきました。

加えて、当社取締役会といたしましては、取締役候補者の選任は、JTの出身者であるか否かにかかわらず、取締役会において多様な観点を考慮し検討・決定されるべきものであり、本株主提案の内容を会社の根本規則である定款に規定することは不適當であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第8号議案

# 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社へのCMSによる資金提供の禁止）の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を追加する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第7章 支配株主へのCMSによる資金提供の禁止</u>  <u>(支配株主へのCMSによる資金提供の禁止)</u> <u>第39条 当社は、日本たばこ産業株式会社又はその子会社若しくは関連会社に対し、キャッシュマネジメントシステム (CMS) による資金提供を行ってはならない。</u>

### (2) 提案の理由（概要）

当社は親会社の「貯金箱」であってはならない。しかし、2021年9月末時点で時価総額の3割にも及び257億円が、親会社がグループ資金を集中管理するキャッシュ・マネジメント・システム (CMS) 経由でJTに預託されており、このような多額のキャッシュをJTに提供していることの意義や必要性について、少数株主保護の観点から十分な説明を行っていない。

CMSは子会社の少数株主の利益を害する可能性のある取引と指摘されてきた（会社法制部会第20回会議 2012年5月開催）。経済産業省の第13回コーポレート・ガバナンス・システム研究会（2019年1月開催）も、「上場会社において利益相反が生じうる具体的な場面」（資料4）の一例として、CMSを指弾する。

CMSが子会社の少数株主の利益を害する可能性があるからこそ、東京証券取引が公表する「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」でも、「支配株主の企業グループのキャッシュマネジメントシステムを通じた貸付金や預け金など、支配株主・支配的な株主を有する上場会社と投資者との間でその意義に関する認識が異なりうる取引などについても、上場会社による情報開示の充実が重要」（8頁注14）とする。

ギリアドとの契約終了で当社は2019年に400億円超の金銭を得たが、CMSの存在は、経営陣が多額のキャッシュを適切に活用することができず、少数株主保護に資する資本配分（キャピタル・アロケーション）を先送りした証左である。積み上がるCMSの現金は、株主資本を週割に膨らませ、資本コストを上昇させる。その結果が長期にわたる、解散価値を示すPBR（株価純資産倍率）の1倍割れである。

よって、JTとの不健全な関係を是正するべく、当社は、JT又はその子会社若しくは関連会社に対し、CMSによる資金提供を禁じるべきである。



## 当社取締役会の意見

**反 対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、抗HIV薬販売権返還後の事業量減少からの早期回復、この度策定した中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組んでいく考えです。開発品ラインナップの現状や開発リスク等を勘案したうえで、質・量ともに十分な導入品獲得を目指しますが、導入を成功に導くためには、当社において機動的に利用可能な手元資金を十分に備えておく必要があります。

当社は、これらの手元資金の一部を親会社であるJTが運営するCMS（キャッシュ・マネージメント・システム）にて運用しておりますが、かかる運用にあたっては、金利・手数料・資金決済の利便性等を勘案のうえ、JTではなく当社が主体的かつ能動的に選択してまいりました。実際に、これまでのCMS運用による金利は、市中金利と比較して遜色のない数値となっており、CMSの存在によって当社の少数株主の利益を害しているとの批判は当たりません。

なお、当社としては、親子間取引を巡るガバナンス強化に向けた昨今の議論を受け、CMSを通じた資金の運用について既に見直しの検討を進めており、今後数年間のうちに、資金決済口座としての利用目的のために必要な額までCMSを通じた資金運用額を削減していく方針としております。

もっとも、CMSを通じた資金運用額の削減時期・削減額については、他の資金運用方法と比較衡量のうえ順次決定・実施すべきものであり、また、資金決済口座としてのCMSの利用についてはメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）が存在することから、CMSを通じた運用を一律に禁じることは適切ではないと判断いたします。

また、経営にかかる個別の事項である手元資金の運用について定める規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第9号議案 定款一部変更（取締役の経験）の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を追加する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>(第1項から第3項 現行どおり)</p> <p>④ <u>当社の取締役のうち、社外取締役を除く取締役の3分の2以上は、医薬品事業の実務経験を少なくとも10年以上有する者とする。</u></p>

### (2) 提案の理由（概要）

当社は親会社幹部の「天下り先」から脱却する局面に入った。ギリアドとの契約が終了したため、ここ数年の当社の主眼は損益分岐点の低下におかれてきた。もっとも、コスト削減は一巡し、当社の営業損益は黒字化が定着した。そこで、当社の今後の課題は、ビジネスモデルそのものの見直しとキャピタル・アロケーションに移る。したがって、当社の経営を担う社内取締役には、医薬品事業に関する豊富な知識と経験が求められる。

しかしながら、松尾紀彦氏、高木正一郎氏、松田剛一氏などJTから天下ってきた代表取締役社長は、医薬品事業そのものに関する豊富な知見を有しているようには見受けられない。現在の当社の唯一の社内取締役で、JTから当社の代表取締役に天下っている松田剛一氏は、JTにおいて、飲料事業部の企画部長、同部の調査役及び同部部長等を長年務めるなど、明らかに畑違いの業務にこれまで従事してきているのであるから、医薬品事業に関する豊富な知見があるとは到底認められない。にもかかわらず、同氏は、当社への天下りの布石としてか、突如としてJTの医薬事業副部長に就任し、その僅か1年後に同部の顧問に就任した後、その2か月後には、当社の医薬営業副グループリーダー兼営業企画部長に就任している。そして、当該業務に僅か2年従事しただけで当社の代表取締役社長に就任するに至っている。

そこで、当社の新たな医薬品事業に適合した取締役会の構成を担保するため、社内取締役のうち一定割合の者について、医薬品事業の実務経験を資格要件とする旨の定款規定を設けることを提案するものである。無論、同提案は、当社のプロパー従業員の社内昇格を後押しする狙いもあり、当社従業員のモチベーション向上に寄与することも期待できる。

## 当社取締役会の意見

**反 対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、会社経営全般に関する豊富な経験や見識を有する松田剛一が代表取締役社長を務める現在の経営体制の下、抗HIV薬販売権返還を踏まえた事業構造改革断行や、複数の新製品開発・上市、アレルゲン免疫療法薬の更なる市場浸透等を通じ、中期経営計画2021期間における黒字継続を実現しました。また、数品目の導入契約締結等将来の成長に繋がる施策も着実に実施しています。

このような実績から、社内取締役を含む当社の取締役会は、現在のもとより、これまでにおいても、企業価値・株主利益の向上に繋がる成果を挙げていると確信しており、本提案株主による主張は当を得ないものです。

また、当社では、業務執行における意思決定の迅速化並びに経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、当社の業務執行は代表取締役から適切な権限委譲を受けた執行役員が担っております。執行役員5名のうち4名は、医薬品事業の実務経験を25年以上有しています。執行役員は、事業戦略の立案プロセスにも参画し、上述の成果実現にも大きく貢献しております。以上のことから、医薬品事業の運営にあたり、現在の経営体制は適切であると考えており、引き続きこのような経営体制の下、企業価値・株主利益の向上に尽力してまいります。

なお、松田剛一の取締役選任議案につきまして、2021年3月の当社株主総会において、90%以上の高い賛成率でご承認をいただいております。また、近年の賛成率も高い水準であることから、社内取締役を含む当社の取締役会構成は多くの株主の皆様からのご支持をいただいているものと認識しております。

当社といたしましては、本株主提案のように定款で取締役の経験を制限することは、時宜に応じた柔軟な取締役会構成の実現可能性を奪うことになり、取締役会のスキルの多様性、経営の柔軟性を喪失し、ひいては企業価値を毀損する可能性があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第10号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
(新設)	第8章 <u>株主資本コストの開示</u>  (株主資本コストの開示) 第40条 当社は、 <u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</u>

### (2) 提案の理由（概要）

当社の少数株主は「我慢」を強いられてきた。なぜなら、当社の株価は解散価値であるPBR 1倍に相当する水準を恒常的に下回っており、これは、ROE（株主資本利益率）が投資家の求める水準、換言するならば、株主から見た資本コスト（株主資本コスト）に達していないことを意味するからである。前述のとおり、リストラが一巡した当社の今後の経営課題は、ビジネスモデルそのものの見直しとキャピタル・アロケーションに移り、その有効な物差しが、株主資本コストとなる。

東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

そこで、当社においても、「収益力・資本効率等に関する目標」として、株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべき」である。これにより、当社と株主の間での対話が活性化され、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができる。

## 当社取締役会の意見

**反 対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、各ステークホルダー（お客様、株主、社会、社員）への責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的な考え方と位置づけております。

このような経営方針の下、当社は、抗HIV薬販売権返還後の事業量減少からの早期回復、この度策定した中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組んでいく考えです。そして事業投資を通じて持続的に売上・利益を成長させ、資本コストも意識した中長期的企業価値向上を目指していきます。

当社は、資本コストを適切に把握したうえで、導入や新薬開発推進等の事業上の各局面において、資本コストを勘案した意思決定を行っておりますが、導入品獲得競争は激化しており、競合企業がひしめく中で厳しい交渉を経て導入品を獲得する等のケースを踏まえると、競争に影響を与える情報である資本コストを広く一般に開示することにより、当社が今後実施する投資案件の交渉等の場面において不利益が生じることが懸念されます。

コーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、コーポレートガバナンスに関する報告書における資本コストの数値や、その算定根拠の開示を求めるものではありません。当社としましては、上記コーポレートガバナンス・コードの原則の趣旨を踏まえて、資本コストの数値や、その算定根拠を開示することが重要なのではなく、資本コスト等を勘案したうえで策定した中長期的な事業戦略について、必要に応じて、株主の皆様との対話の中で説明していくことが重要であると認識しております。

また、資本コストの開示について定める規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第11号議案 剰余金の処分の件

### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金114円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金114円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2021年12月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

### (2) 提案の理由（概要）

当社は「運用会社」ではない。にもかかわらず、2021年9月末時点で当社は、約45億円に相当する現預金、257億円ほどのCMS預託金、約364億円にのぼる流動資産計上の有価証券、固定資産に計上した投資有価証券でも約215億円分を抱えている。こうした本業に資することのない、換金性は高いがリターンの低い運用資産の合計額は900億円近くに達し、約800億円ある時価総額を大きく上回る。しかも、当社は無借金なので、現在の株価水準では解散価値を下回るどころか、当社の事業価値が「マイナス」として評価されている。市場の低評価は、キャピタル・アロケーションを軽視して、過剰資本を放置した結果である。当社は昨年末、東京証券取引所の新市場区分として「プライム市場」を選択・申請することを決めただけであるが、事業価値が「マイナス」として評価される上場企業が「極上」を意味する「プライム」を冠するためには、資本効率の改善が不可欠である。

当社は、現時点において、どのようにしてビジネスモデルの見直しを図るか、キャピタル・アロケーションの方針をいかなる内容とするかについて、まったく公表しておらず、今後、資本コストを上回るリターンを生むビジネスモデルに転換できるか否かについては不透明感が漂う。現預金、CMS及び投資有価証券などがこのまま温存され、キャピタル・アロケーションの明確な指針もないままに株主資本がさらに膨らんで資本コストが上昇することで、今後も企業価値が毀損するリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2021年12月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益に相当する、1株当たり114円を株主に配当するよう提案するものである。



## 当社取締役会の意見

**反 対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

医薬品事業においては、製品上市后、特許期間が終了し、後発品が発売されると売上が急速かつ大幅に低下するという特性があります。したがって、製薬企業は、継続的な新薬の創出・販売が出来なければ成長どころか存続すら危ぶまれることになります。

当社のような研究開発機能が限定的である会社にとって、新薬獲得の有力な手段は導入です。当社は、抗HIV薬販売権返還後の事業量減少からの早期回復、この度策定した中長期事業ビジョン「VISION2030」目標（「過去最高売上高更新」「過去最高益更新を射程に入れる」）の達成、そして以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組んでいく考えです。開発品ラインナップの現状や開発リスク等を勘案したうえで、質・量ともに十分な導入品獲得を目指します。

導入品獲得競争は激化しており、競合がひしめく中での厳しい交渉を伴うことや、有望な導入品獲得の機会が同時期に複数発生する可能性等を考えると、十分な手元資金を持ち、機動的に拠出できることが重要な要素となります。加えて、導入後の開発に失敗のリスクが存在することや、収益化までの期間が長いことから、十分な手元資金を備えておく必要があります。

当社は、株主還元については重要経営課題の一つと認識し、従来から安定的・継続的な配当実施に努めていますが、それとともに中長期的な企業価値の向上を実現することが株主への最大の還元となるものと認識しております。かかる認識の下、「中期経営計画2022-2024」（2022年度～2024年度）期間を積極的な事業投資に注力すべき期間と位置づけ、手元資金を事業投資に優先的に活用していく考えです。導入に向けた事業投資については、その性質上、金額、時期等を事前に自社で決定することができず、具体的な計画の提示が困難ですが、事業投資を通じて持続的に売上・利益を成長させ、資本コストも意識した中長期的企業価値向上を目指していきます。なお今後、導入品ラインナップの充実度合や財務状況等を定期的に評価したうえで、株主還元を含む資本政策については柔軟に見直していく考えです。

以上の観点から、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは、医薬品事業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば導入成果の実現を困難にするリスクが憂慮されることから、結果として中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第12号議案 自己株式の取得の件

### (1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数1,968,000株、取得価格の総額5,614,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由（概要）

過剰資本の「是正」が当社のキャピタル・アロケーションの喫緊の課題である。機関投資家の多くが使用しているブルームバーグ情報端末が示す株主資本コストは1月7日時点で11%。一方で、ギリアドとの契約が終了して、400億円超の特別利益を得た2019年12月期の異常値を除く、過去10年間の平均ROEは3%強に過ぎず、当社の株主価値及び企業価値は毀損され続けてきた。

当社の自己資本比率は2021年9月末で90%と過去最高水準にある。今後も過年度並みの利益規模が継続し、100%の配当性向を続けたとしても、過剰資本と上述したような低リターンの運用資産が温存されたままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

当社は、どのようにしてビジネスモデルの見直しを図るか、キャピタル・アロケーションの方針をいかなる内容とするかについて公表していないため、今後、資本コストを上回るリターンを生むビジネスモデルに転換できるか否かについては不透明感が漂う。よって、配当金支払と自社株買いを合わせた総株主還元額の時価総額に占める割合が、少なくとも11%ある株主資本コストに達しなければ、PBRの1倍割れが継続する可能性が高い。

上記5<sup>\*</sup> 剰余金の処分の件で提案した1株当たり114円の配当金支払総額は、当社の1月7日時点の時価総額の約4%に相当する。総株主還元額の時価総額に占める割合が株主資本コストの11%に達するためには、時価総額の約7%に相当する自社株買いが必要となるが、上記5<sup>\*</sup>のとおり、本業に資さない運用資産は時価総額の100%以上あるため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。そこで、上記(1)に記載のとおり、時価総額の約7%に相当する、株式総数1,968,000株、取得価格の総額5,614,000,000円を限度として、当社普通株式を金銭の交付をもって取得することを提案する。

※ 第11号議案「剰余金の処分の件」を指します。



**当社取締役会の意見**

**反対** 当社取締役会としては、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

自己株式取得については、株主還元策の選択肢の一つと認識していますが、第11号議案「剰余金の処分の件」に関する当社取締役会の意見に記載のとおり、当社が置かれている事業環境の下で、将来の持続的成長を確実にするためには、新たな導入品の獲得に向けた積極的な事業投資が必要不可欠であり、そのためには十分な手元資金の確保が必要と考えております。

本株主提案にかかる大規模な自己株式の取得は、医薬品事業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば導入成果の実現を困難にする重大なリスクが憂慮されることから、結果として中長期的な企業価値向上に繋がらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

# 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、新薬開発の難度の高まりや研究開発費の高騰、国際競争の激化等により事業リスクが増大する中で、特に国内市場においては、薬価制度の抜本改革（毎年薬価改定等）、後発品使用促進等、医療費抑制の要請の強まりにより、大変厳しいものとなりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、患者様の医療機関への受診抑制傾向が見られることや、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に影響を受けました。

このような状況の下、当社では、「中期経営計画2021」\*期間中の営業利益（新規事業投資（新規導入品の獲得及びM&A等を含む投資）に係る費用を除く営業利益）の黒字継続と、黒字幅の拡大を目標とし、「中期経営計画2021」の重要課題であるa. 事業構造改革、b. 成長戦略、c. ステークホルダーからの信頼維持に取り組んでまいりました。

※「中期経営計画2021」の総括につきましては、「(5) 対処すべき課題」に記載しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区 分	第129期 2020年度	第130期 2021年度 (当事業年度)	増 減 額	増 減 率
売 上 高 (百万円)	41,700	46,987	5,287	12.7%
営 業 利 益 (百万円)	4,738	4,656	△ 81	△ 1.7%
経 常 利 益 (百万円)	4,971	4,847	△ 124	△ 2.5%
当 期 純 利 益 (百万円)	3,495	3,374	△ 120	△ 3.5%

### (売上高)

売上高は、薬価改定のほか、2020年7月に実施した佐倉工場譲渡に伴う受託製造の終了による減少があったものの、アレルギー領域における販売数量の伸長に加え、「コレクチム軟膏（外用JAK阻害剤）」の販売を2020年6月に開始したこと等により、46,987百万円と前事業年度に比べ5,287百万円（12.7%）増加しました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠（高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤）」が6,863百万円と前事業年度に比べ355百万円（5.5%）増加し、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」は薬価改定に加えて後発品の影響もあり5,058百万円と前事業年度に比べ1,306百万円（20.5%）減少しました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」が薬価改定の影響により4,825百万円と前事業年度に比べ415百万円（7.9%）減少し、「コレクチム軟膏」は4,025百万円と前事業年度に比べ2,733百万円（211.7%）増加しました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法のさらなる普及により「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は8,325百万円と前事業年度に比べ2,186百万円（35.6%）増加し、「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は7,386百万円と前事業年度に比べ2,610百万円（54.6%）増加しました。

### (売上原価、販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は22,649百万円と前事業年度に比べ2,687百万円（13.5%）増加し、販売費及び一般管理費は売上連動経費、新製品の発売等に伴う販売費用の増加に加え、パソコン更新等の一過性費用の発生等により19,682百万円と前事業年度に比べ2,682百万円（15.8%）増加しました。

### (営業利益、経常利益、当期純利益)

以上の結果、営業利益は4,656百万円と前事業年度に比べ81百万円（1.7%）、経常利益は4,847百万円と前事業年度に比べ124百万円（2.5%）、当期純利益は3,374百万円と前事業年度に比べ120百万円（3.5%）それぞれ減少しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、患者様の医療機関への受診抑制傾向が見られることや、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等の結果、「コレクチム軟膏」、「エナロイ錠（腎性貧血治療薬）」及び鉄欠乏性貧血の効能追加承認を取得した「リオナ錠」の立ち上げりに遅れが生じましたが、ITを活用した適正使用情報提供活動の拡充等により対応しております。なお、当事業年度の業績への影響は軽微です。

## (2) 研究開発・導入活動

当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）と医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は832百万円です。

なお、研究（共同）開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

(腎・透析領域)

高リン血症治療剤「リオナ錠」（一般名：クエン酸第二鉄水和物，開発番号：JTT-751）

- ・2021年3月、JTは、当社が販売及び情報提供活動を行っている高リン血症治療剤「リオナ錠」につきまして、鉄欠乏性貧血を新たな効能又は効果として製造販売承認事項一部変更承認を取得しました。

(皮膚疾患領域)

皮膚疾患治療薬「VP-102」

- ・2021年3月、当社は、米国のVerrica Pharmaceuticals Inc.（以下、「Verrica社」）との間で、2020年8月に契約締結しておりましたオプション権を行使し、Verrica社が開発を進めてきた皮膚疾患治療薬「VP-102」について、伝染性軟属腫及び尋常性疣贅を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結しました。「VP-102」は、Verrica社が米国での開発を進めている、伝染性軟属腫等を対象とした皮膚疾患治療薬であり、カンタリジンを有効成分とする外用剤です。現在、Verrica社は、「VP-102」につき、米国で伝染性軟属腫を適応症とした製造販売承認申請を実施しております。また、尋常性疣贅については、米国で第Ⅱ相臨床試験が終了しております。

外用JAK阻害剤「コレクチム軟膏」（一般名：デルゴシチニブ，開発番号：JTE-052）

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した外用JAK阻害剤「コレクチム軟膏」につきまして、2021年3月、JTが日本国内における小児患者に対するアトピー性皮膚炎を適応症として、「コレクチム軟膏0.25%」の製造販売承認を取得、併せて「コレクチム軟膏0.5%」の小児患者に対する用法及び用量に係る製造販売承認事項一部変更承認を取得しました。
- ・「コレクチム軟膏」につきまして、2021年12月に6ヵ月以上2歳未満の乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、乳幼児アトピー性皮膚炎患者においてデルゴシチニブ軟膏の皮膚炎改善効果が示され、安全性についても確認されました。今後、本試験の全ての成績及び他の臨床試験成績等をもとに、日本国内における承認申請を目指します。

#### アリル炭化水素受容体 (AhR) モジュレーター「JTE-061」(一般名: tapinarof)

- ・JTがDermavant Sciences GmbHと日本国内における皮膚疾患領域での独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結し、JTと当社が日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「JTE-061」につきまして、2021年10月にアトピー性皮膚炎及び尋常性乾癬を適応症とした国内第Ⅲ相臨床試験を開始しております。
- ・「JTE-061」につきまして、2021年11月に2歳以上12歳未満の小児アトピー性皮膚炎患者を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験を開始しております。

(その他)

#### 血漿カリクレイン阻害剤「オラデオカプセル」(一般名: ペロトラルスタット塩酸塩)

- ・BioCryst Pharmaceuticals, Inc.と日本国内における独占的販売権に関するライセンス契約を締結した血漿カリクレイン阻害剤「オラデオカプセル」につきまして、株式会社オーファンパシフィックが、2021年1月に遺伝性血管性浮腫(HAE)の急性発作の発症抑制を適応症として日本国内における製造販売承認を取得し、2021年4月より当社が販売を開始しております。

### (3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で822百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は597百万円であり、主な内容は生産能力の維持向上を目的とする委託先の製造設備への投資です。また、無形固定資産に係る投資は224百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資です。

### (4) 資金調達状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

### (5) 対処すべき課題

#### ① 会社の経営の基本方針

<新企業理念「鳥居薬品の志」>

当社は、「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことを企業ミッションとして、人々のQOL (Quality Of Life) 向上や企業価値向上に取り組んでまいりました。

一方、研究開発の高度化・難化による投資リスクの増大、薬価制度の抜本改革(毎年薬価改定等)、情報提供活動の変化等、医薬品業界を取り巻く事業環境は急速に変化しております。また当社においては「中期経営計画2021」で実施した事業構造改革を経て、企業の体制にも大きな変化がありました。

このような環境変化の中で、改めて、当社の存在意義や将来目指す姿をより明確に示していくことの重要性が高まっていると考え、各ステークホルダーからの期待も踏まえて、社内での議論を重ねてまいりました。会社設立から100年、創業から150年の節目を迎え、当社が長い歴史の中で培ってきた企業風土や各ステークホルダーからの信頼を受け継ぎつつ、将来へ向けても変わらない当社の志を「鳥居薬品の志」と定め、新たな企業理念といたしました。

また、当社は「中期経営計画2021」期間において、従業員が中心となり、全社的な改革を進めていく際の行動指針となる価値観として「TORII's POLICY」を策定いたしました。当社は、この「TORII's POLICY」を「鳥居薬品の志」の実現のために大切にす価値観として改めて位置づけるとともに、これまで企業ミッションの中で掲げてきた、各ステークホルダーへの責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的な考え方と位置づけ、「鳥居薬品の志」の実現に向けて取り組んでまいります。

## 1) 企業理念：鳥居薬品の志

患者さんとそのご家族や医療に携わる方々に誠実に向き合い、  
患者さんの健康回復と、病に縛られない豊かで笑顔多い人生に貢献する

長い歴史の中で培った皆様からの信頼を受け継ぎながら、  
時代や環境に合わせて柔軟に変革・進化し、  
私たちだからこそ出来る医療への貢献に挑戦し続ける

## 2) 大切にす価値観：TORII's POLICY

- ・つながる“ひと”すべてを大切に
- ・誠実・まじめがトリイのトリエ
- ・全員当事者 脱・評論家
- ・新しいことでもおそれずにやってみよう
- ・すべての経験を糧に、私たちは成長し続ける

### 3) 経営の基本的な考え方：4Sモデル

私たちは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていきます。

#### CS (Customer Satisfaction)：お客様に対する責任

より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者さんに提供することにより、人々のQOL (Quality Of Life) 向上に貢献するように努めます。

#### IS (Investor Satisfaction)：株主に対する責任

適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

#### SS (Social Satisfaction)：社会に対する責任

高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

#### ES (Employee Satisfaction)：社員に対する責任

個人々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

#### <中長期事業ビジョン [VISION2030] >

当社は、新企業理念である「鳥居薬品の志」を実現するために、2030年に向けて当社が目指す姿として「VISION2030」を策定いたしました。

#### 【中長期事業ビジョン：VISION2030】

医療ニーズを深く理解し、その充足のために  
高い専門性と機動力を持って  
関係する皆様との共創を最適な形で進め、  
価値ある新薬を見だし届ける  
存在感のある製薬企業

【VISION2030】のターゲットである2030年には、計数面では以下の姿を目指します。

- ・過去最高の売上高<sup>\*1</sup>を更新する
- ・過去最高益<sup>\*2</sup>更新を射程に入れる

※1：641億円（2017年12月期）

※2：営業利益 133億円（2001年3月期）



これら「VISION2030」の実現と、以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取組むとともに、製品の価値を正しく医療関係者や患者さんに伝えるための社内体制整備や能力向上に取り組んでいく考えです。

以上のことから、以下2点を事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施してまいります。

- 1) 導入活動の強化
- 2) 製品価値最大化のための仕組み作り

## ② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

<前中期経営計画「中期経営計画2021」の総括>

当社は、2019年度から2021年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2021」を策定し、a. 事業構造改革、b. 成長戦略、c. ステークホルダーからの信頼維持に取り組んでまいりました。

計画策定当初は中期経営計画の期間中にわたって赤字が継続する見通しであった中で、「2022年度の黒字」を目標といたしましたが、2019年度の業績において前倒しの黒字を達成したことを踏まえて目標を見直し、「[中期経営計画2021] 期間中の営業利益(新規事業投資(新規導入品の獲得、M&A等を含む投資)に係る費用を除く営業利益)の黒字継続と、黒字幅の拡大」を新たな目標として取組みを続けてまいりました。達成状況は以下のとおりです。

### 【経営目標の達成状況】

区 分	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)
売上高 (億円)	429	417	469
営業利益 (億円)	14	47	46

抗HIV薬6品の日本国内における独占的販売権に関する契約の終了による利益の大幅減少、主力製品レミッチの後発医薬品の発売、薬価制度の抜本改革といった急激で大きな環境変化を踏まえ、中期経営計画の重要課題と位置づけた事業構造改革と成長戦略の諸施策に取り組んでまいりましたが、計画していた改革諸施策を着実に遂行し、上市を予定していた複数の新製品の発売とその育成を進め、更には将来の成長に向けた導入品の獲得にも成果があり、「中期経営計画2021」期間中にわたって黒字を確保することができました。

<「中期経営計画2022-2024」の概要>

当社は、「VISION2030」の達成に向け、2022年度から2024年度を対象期間とする「中期経営計画2022-2024」を策定しました。中長期事業ビジョンの実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいります。



なお、現在の市場環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、先行きがますます不透明であることを踏まえて、3年後の目標を固定する従来の計画策定方式を見直し、「中期経営計画2022-2024」からは、環境変化を踏まえて毎年見直しを行うローリング方式で中期経営計画を策定し、環境変化に迅速かつ柔軟に対応していくことといたします。

1) 「中期経営計画2022-2024」主要施策

(1) 成長戦略	(2) ステークホルダーからの信頼維持
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成長期新薬の普及・育成・価値最大化 (エナロイ, リオナ, コレクチム, シダキ キュア, ミティキュア, オラデオ)</li> <li>2. 新薬開発の推進 (JTE-061, VP-102)</li> <li>3. 導入体制の強化</li> <li>4. 経営戦略に沿った人事制度等の整備と 働き方改革</li> <li>5. 企業風土改革</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安定供給体制の整備・強化</li> <li>2. 薬事規制の遵守と品質保証</li> <li>3. コンプライアンスの強化</li> <li>4. コーポレートガバナンスの強化</li> </ol>

## 2) 計数指標

VISION2030の目指す姿実現に向け、「中期経営計画2022-2024」の計数指標としては、売上高及び研究開発費控除前の営業利益を設定します。

2022年度 予想	2024年度 ガイダンス <sup>※2</sup>	VISION2030の 目指す姿
売上高	売上高	過去最高の売上高 <sup>※3</sup> を更新する
482億円	520～550億円	
営業利益 (研究開発費控除前) <sup>※1</sup>	営業利益 (研究開発費控除前) <sup>※1</sup>	過去最高益 <sup>※4</sup> 更新を射程に入れる
67億円	80～90億円	

※1：研究開発費は、中長期的な成長に向けた積極的な事業投資により大きく変動する等、現時点において見通すことが困難であるため、利益面における指標は、研究開発費を控除する前の営業利益を計数指標としております。

※2：現時点での会社としての概算額を示す参考値であり、達成を目指す目標として位置づけるものではありません。

※3：641億円（2017年12月期）

※4：営業利益 133億円（2001年3月期）

## ③ 将来の成長へ向けた投資と株主還元について

医薬品業界を取り巻く事業環境は急速に変化しており、当社が継続的にステークホルダーへの責任を果たし続けるためには、医療ニーズを満たす新薬を継続的に創出し続ける必要がますます高まっています。当社としては、新たな導入品の獲得等、将来の成長に資する投資を最優先して継続的に進める必要があると認識しておりますが、特に「中期経営計画2022-2024」期間中は、これまで以上に積極的に導入に注力することとし、内部留保を活用して積極的な事業投資を進めていく考えです。

株主還元につきましては、2022年度の配当は、「継続的かつ安定的に実施する」との基本方針に加え、将来へ向けた投資をこれまで以上に積極的に行っていくことを勘案し、従来と同水準の配当を継続する考えです。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第127期 2018年度	第128期 2019年度	第129期 2020年度	第130期 2021年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	62,551	42,998	41,700	46,987
当 期 純 利 益 (百万円)	1,164	27,367	3,495	3,374
1 株当たり当期純利益(円)	41.51	974.98	124.47	120.13
総 資 産 額 (百万円)	103,253	139,943	126,026	130,810
純 資 産 額 (百万円)	87,092	113,125	115,091	117,015
1 株当たり純資産額(円)	3,103.28	4,029.30	4,097.55	4,165.38

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第128期の期首から適用しており、第127期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株(議決権比率54.9%)を保有しております。

なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社は、JTと医薬事業に関し機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、製造・販売機能は当社が担っております。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

金銭の貸借等につきましては、金利・手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

**(8) 主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

医薬品の製造, 販売

**(9) 主要な事業所** (2021年12月31日現在)

本 社	東京都中央区
支 社	北海道東北支社 (宮城県仙台市), 関東信越支社 (埼玉県さいたま市), 南首都圏支社 (東京都中央区), 中部支社 (愛知県名古屋市), 関西支社 (大阪府大阪市), 中四国支社 (広島県広島市), 九州支社 (福岡県福岡市)

**(10) 従業員の状況** (2021年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
560名	8名減

(注) 従業員数は, 当社から他社への出向者を除き, 他社から当社への出向者を含む就業人数です。

**(11) 主要な借入先** (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

**(12) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株(自己株式707,605株を含む)
- (3) 株主数 4,054名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本たばこ産業株式会社	15,398,800株	54.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,992,800株	7.09%
立花証券株式会社	1,029,600株	3.66%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	957,200株	3.40%
J E F F E R I E S L L C - S P E C C U S T A C F B O C U S T O M E R	405,000株	1.44%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	381,400株	1.35%
株式会社三井住友銀行	340,800株	1.21%
鳥居薬品従業員持株会	211,115株	0.75%
M L I F O R S E G R E G A T E D P B C L I E N T	200,000株	0.71%
株式会社メディアパルホールディングス	168,988株	0.60%

- (注) 1. 当社は、自己株式を707,605株保有しておりますが、上表には含めておりません。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(28,092,395株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役 (社外取締役除く)	3,002	1

(注) 上記の株式は、当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松田剛一	代表取締役社長	
鳥養雅夫	取締役	弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー） 株式会社ツクイ社外監査役
福岡敏夫	取締役	税理士（福岡敏夫税理士事務所代表） 富士古河 E & C 株式会社社外監査役
山本賢	常勤監査役	
出雲栄一	監査役	公認会計士（出雲公認会計士事務所代表） 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役 レーザーテック株式会社社外監査役
松村卓治	監査役	弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー） 株式会社プロライフグループ社外監査役

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫は、社外取締役です。  
 2. 監査役 出雲栄一及び松村卓治は、社外監査役です。  
 3. 監査役 山本賢は、当社で経理業務を中心とした業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 4. 監査役 出雲栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 5. 取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 出雲栄一及び松村卓治は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
 6. 取締役 鳥養雅夫は、2021年6月22日付で株式会社ツクイホールディングスの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。また、同日付で株式会社ツクイの社外監査役に就任し、2021年12月31日付で同社の社外監査役を退任いたしました。  
 7. 当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しており、2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位	担当
掛江敦之	常務執行役員	価値創造グループリーダー (兼) 事業開発部長
藤原勝伸	常務執行役員	医薬営業グループリーダー
近藤紳雅	常務執行役員	企画・支援グループリーダー
角南正記	執行役員	生産グループリーダー
西野範昭	執行役員	信頼性保証グループリーダー

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫及び福岡敏夫並びに監査役 山本賢、出雲栄一及び松村卓治との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長である松田剛一が、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬を取締役会がそれぞれ決定しております。取締役会としては、以下の決定方針の概要に記載の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

#### <取締役の報酬について>

- ・取締役の報酬については、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し、報酬水準の決定を行います。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成します。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）は譲渡制限付株式報酬制度の対象とします。
- ・非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性を確保する観点から役位別の月額報酬のみとします。

<業務執行取締役の賞与について>

- ・賞与は、個人評価反映部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、個人評価の結果により±1）と、毎年の業績連動部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、業績の達成度により±2）で構成します。
- ・毎年の業績連動部分の指標は、以下の理由により、売上高及び新規事業投資（新規導入品の獲得、M&A等を含む投資）に係る費用を除く営業利益とします。
  - \*売上高、営業利益は、業績結果が直接反映される経営指標であり、今後、売上高の拡大による利益成長を目指していくこと
  - \*新規事業投資（新規導入品の獲得、M&A等を含む投資）に係る費用を除く営業利益は、「中期経営計画2021」で掲げている目標と連動していること
- ・賞与計算式については、以下のとおりとします。  
基本部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×個人評価結果に基づく係数（1～3））+業績連動部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の売上高計画に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2））+役位別月額報酬に基づく賞与基準額×事業年度の新規事業投資（新規導入品の獲得、M&A等を含む投資）に係る費用を除く営業利益（計画）に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2）

<取締役の個人別の報酬等の具体的な金額の決定方法について>

取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、上述の決定方針等に基づき、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については、当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮する必要があること、代表取締役社長が各取締役の個人評価を行うことから代表取締役社長である松田剛一に一任することとします。なお、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に説明し、承認を得ることとします。

<取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定方法について>

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定します。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づいて支給される譲渡制限付株式に係る金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を付与するものです。譲渡制限期間は、3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間であり、退任等（正当な理由がある場合を除く）、一定の事由に該当した場合は、付与した株式を当社が無償で取得します。

② 監査役の報酬について

監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定します。



③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の賞与を含めた報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は5名となります。また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は8名となります。

監査役の報酬額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、年額72百万円以内となっております。なお、決議当時の対象監査役は4名となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (社外取締役除く)	59	37	13	8	1
社外取締役	24	24	—	—	2
計	83	61	13	8	3
監査役 (社外監査役除く)	22	22	—	—	1
社外監査役	21	21	—	—	2
計	44	44	—	—	3

(注) 1. 業績連動報酬等（賞与）の当事業年度における業績連動部分の指標の目標と実績は、以下のとおりです。なお、当事業年度における業績連動部分については、売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画に対する当事業年度終了後の達成度を指標としております。

評価指標	評価基準	評価割合 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)
売上高計画	当事業年度終了後の達成度 (412億円未満～502億円以上)	50.0	457	469
事業年度の営業利益（計画）及び研究開発費（計画）の合計額	当事業年度終了後の達成度 (25.3億円未満～70.3億円以上)	50.0	47.8	54.8

2. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額です。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係  
記載すべきものではありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
記載すべきものではありません。
- ③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	鳥 養 雅 夫	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
取 締 役	福 岡 敏 夫	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、主に国税職員及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行うことにより、社外取締役として経営の監督の役割を適切に果たしております。
監 査 役	出 雲 栄 一	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	松 村 卓 治	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。

- ④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額  
記載すべきものではありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 38百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要（2021年12月31日現在）

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業ミッションである「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことの遂行に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことです。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方に基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ＜コンプライアンス体制＞

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。

- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

#### <財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

#### <内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

#### <適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長若しくは情報統括管理責任者（企画・支援グループリーダー）の承認を得て公表を行います。

#### <独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

#### <会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

#### <その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。

- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

＜取締役会＞

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

＜権限委譲と責任体制＞

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業ミッションを遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・ 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
- ・ 監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。
- ・ 情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・ 監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・ コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

⑩ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② カルバン錠の販売価格の決定に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、2020年3月5日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社は、独占禁止法違反の再発防止措置の実施計画に基づき、独占禁止法に関する研修、定期的な監査（モニタリング）等を実施し、適切に再発防止策が講じられていることを確認しております。
- ③ 取締役会を14回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を24回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ④ 新型コロナウイルスに関する対策本部が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応を継続しております。
- ⑤ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。
- ⑥ 監査役の員数等を勘案し、監査役会と協議した結果、監査役を補助すべき使用人を配置しております。監査役の監査業務補助については監査部が、また監査役の事務的補助については人事総務部が担当し、監査役の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく業務を行っております。
- ⑦ 監査部は、内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しているほか、社長、社外取締役、会計監査人等と定期あるいは随時に会合を行っております。
- ⑧ 監査役は、重要な会議への出席のほか、コンプライアンス推進部、監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社内のイントラネットを通じて、社員への教育を実施しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>97,292</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,372</b>
現金及び預金	4,012	買掛金	5,793
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	23,362	リース負債	211
売掛金	22,010	未払金	3,327
有価証券	38,198	未払費用	405
商品及び製品	5,542	未払法人税等	1,536
原材料及び貯蔵品	3,221	預り金	255
前払費用	152	賞与引当金	394
その他	793	役員賞与引当金	13
<b>固定資産</b>	<b>33,518</b>	返品調整引当金	1
<b>有形固定資産</b>	<b>2,078</b>	資産除去債	14
建物	854	その他	418
構築物	1	<b>固定負債</b>	<b>1,423</b>
機械及び装置	0	リース負債	275
車両運搬具	0	退職給付引当金	837
工具、器具及び備品	146	資産除去債	53
土地	344	その他	256
リース資産	731	<b>負債合計</b>	<b>13,795</b>
建設仮勘定	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>512</b>	<b>株主資本</b>	<b>116,491</b>
借地権	69	資本剰余金	5,190
ソフトウェア	408	資本剰余金	6,445
その他	34	資本準備金	6,416
<b>投資その他の資産</b>	<b>30,927</b>	その他資本剰余金	29
投資有価証券	22,309	<b>利益剰余金</b>	<b>106,250</b>
長期前払費用	7,312	利益準備金	1,297
繰延税金資産	641	その他利益剰余金	104,952
その他	663	別途積立金	56,130
<b>資産合計</b>	<b>130,810</b>	繰越利益剰余金	48,822
		<b>自己株式</b>	<b>△ 1,393</b>
		評価・換算差額等	523
		その他有価証券評価差額金	523
		<b>純資産合計</b>	<b>117,015</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>130,810</b>

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,987
売上原価		22,649
売上総利益		24,338
販売費及び一般管理費		19,682
営業利益		4,656
営業外収益		
受取利息	1	
有価証券利息	143	
受取配当金	136	
その他	30	312
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	60	
投資事業組合運用損	59	
その他	0	121
経常利益		4,847
特別利益		
新株予約権戻入益	10	
投資有価証券売却益	0	10
特別損失		
固定資産除却損	37	
投資有価証券売却損	40	
事業構造改革費用	12	90
税引前当期純利益		4,767
法人税，住民税及び事業税	1,396	
法人税等調整額	△ 3	1,392
当期純利益		3,374

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	5,190	6,416	21	6,437	1,297	56,130	46,796	104,224
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,348	△ 1,348
当期純利益							3,374	3,374
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	7	7	—	—	2,026	2,026
当期末残高	5,190	6,416	29	6,445	1,297	56,130	48,822	106,250

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,407	114,444	636	636	10	115,091
当期変動額						
剰余金の配当		△ 1,348				△ 1,348
当期純利益		3,374				3,374
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分	13	20				20
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△ 112	△ 112	△ 10	△ 122
当期変動額合計	13	2,047	△ 112	△ 112	△ 10	1,924
当期末残高	△ 1,393	116,491	523	523	—	117,015

## 個別注記表

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### (1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### (2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - (4) 長期前払費用  
均等償却
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。
  - (4) 返品調整引当金  
事業年度末日後に予想される返品による損失に備えて、製品・商品の返品見込額に対する売買利益相当額を計上しております。
  - (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
7. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

長期前払費用の評価

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 1. 当事業年度末残高               | 7,312百万円 |
| 2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 |          |

導入契約に係る一時金及びマイルストーン等の支出のうち、対象となる製品の販売予測を基礎とした収益性を評価し、将来の収益獲得により回収可能性が高いと判断しているものを販売権として長期前払費用に計上し、その効果の及ぶ期間で均等に費用化しております。なお、貸借対照表に計上されている長期前払費用の大部分を販売権が占めております。

当該製品の収支が継続してマイナスの場合や経営者が策定した販売計画による将来の収支予測が未達成となる場合には、販売権に減損の兆候が生じる可能性があり、当該製品の販売により獲得できる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、その時点での帳簿価額から回収可能価額にまで減額する金額を減損損失として計上する可能性があります。

## 【貸借対照表に関する注記】

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 関係会社に対する金銭債権・債務 |  |
|--------------------|--|

短期金銭債権	23,410百万円
短期金銭債務	1,761百万円
長期金銭債務	135百万円

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,345百万円 |
|-------------------|----------|

- |  |  |
|--|--|
| 3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業株式会社への資金の預託です。 |  |
|--|--|

## 【損益計算書に関する注記】

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 関係会社との取引高 |  |
|--------------|--|

営業取引による取引高	
売上高	155百万円
仕入高	6,059百万円
販売費及び一般管理費	62百万円
営業取引以外の取引高	1百万円

- |             |        |
|-------------|--------|
| 2. 研究開発費の総額 | 832百万円 |
|-------------|--------|



【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	—	—	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	714	0	7	707

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	674	24.00	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	674	24.00	2021年6月30日	2021年9月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年3月29日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674	24.00	2021年12月31日	2022年3月30日

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	256百万円
賞与引当金	120百万円
未払事業税等	94百万円
未払費用	47百万円
前払研究開発費	45百万円
その他	327百万円
繰延税金資産小計	892百万円
評価性引当額	△ 29百万円
繰延税金資産合計	862百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 226百万円
その他	5百万円
繰延税金負債合計	△ 220百万円
繰延税金資産の純額	641百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.0%
住民税均等割	0.7%
法人税等の特別控除額	△ 0.9%
評価性引当額の増減額	△ 0.3%
その他	△ 1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照下さい)。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,012	4,012	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	23,362	23,362	—
(3) 売掛金	22,010	22,010	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	59,510	59,510	—
資 産 計	108,895	108,895	—
(1) 買掛金	5,793	5,793	—
(2) 未払金	3,327	3,327	—
(3) 未払法人税等	1,536	1,536	—
負 債 計	10,657	10,657	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

《資産》

(1) 現金及び預金, (2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金, 並びに (3) 売掛金

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について, 株式は取引所の価格によっており, 債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また, 預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託及び信託受益権は短期で決済されるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

その他有価証券において, 種類ごとの取得原価又は償却原価, 貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位: 百万円)

区 分	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	357	1,110	752
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	6,012	6,040	27
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,000	1,000	0
	小 計	7,370	8,151	780
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	14,870	14,840	△ 29
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	36,518	36,518	—
	小 計	51,389	51,359	△ 29
合 計		58,759	59,510	750

《負債》

(1) 買掛金, (2) 未払金, 並びに (3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

《デリバティブ取引》

為替予約取引を行っておりますが, 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110
投資事業組合への出資持分	886

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(4) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	4,012	—	—	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	23,362	—	—	—
(3) 売掛金	22,010	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	38,198	11,067	3,188	1,304

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本たばこ産 業(株)	被所有 直接 54.9%	医薬品の仕入 金銭の貸借等	医薬品 の仕入	6,059	買掛金	1,708
				資金の 預託	—	キャッシュ・マ ネージメント・ システム預託金	23,362
				為替予約	8,192	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。なお、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。
3. 為替予約については、為替予約締結日における市場レートに基づいた予約レートを適用しております。なお、取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

3. 兄弟会社等  
重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

4. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額 4,165円38銭

1 株当たり当期純利益 120円13銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤江利子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役	山本 賢 ㊟
社外監査役	出雲 栄一 ㊟
社外監査役	松村 卓治 ㊟

以 上

# 第130回定時株主総会会場ご案内



**会場：**東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

トリー日本橋ビル

当社本社 10階会議室

**電話：**(03) 3231-6811(代表)

## 交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅  
**6番出口**より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅  
**A10出口**より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅  
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので  
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

